平成３０年（フ）第５５３号
京都市右京区西京極中沢町１番地の13　サンシティ西京極１番館411号
債務者　山本　奈未
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
兵庫県姫路市船橋町５丁目１番地１　アルファステイツ船場802
債務者　今田　真紀
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０４号
兵庫県赤穂市有年横尾652番地29
債務者　山下　真司
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２２１号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番１―910号　ライオンズマンション姫路東今宿
債務者　熊田　貴雅
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０３号
広島市佐伯区観音台３丁目８番28号
債務者　森脇　弘典
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６７号
広島県東広島市西条町寺家6198番地11
債務者　佐古　正造
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６８号
広島市西区井口明神３丁目17番４―203号
債務者　村崎　幸光
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２６号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西７丁目16番地
債務者　兵頭映里子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７３１号
福岡県糟屋郡宇美町原田４丁目13番５号　150棟１号
債務者　執行千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７４１号
福岡県宗像市日の里１丁目28番地　105棟105号
債務者　丸山　太郎
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７５８号
福岡市博多区美野島１丁目26番25―403号
債務者　永尾めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６７号
福岡市南区中尾１丁目１番28号
債務者　杉原　浩一
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７９６号
福岡市西区内浜１丁目17番２―105号
債務者　和田奈津枝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４号
岩手県北上市若宮町１丁目７番20号　コーポアカヒラ５号
債務者　山田貴民人
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１７号
富山市不二越町４番17号
債務者　安守　　博
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
富山県中新川郡立山町宮路193番地
債務者　佐伯　　正
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５５号
富山市山室244番地２　Ｍ・ｄｒｅａｍ２号
債務者　渡邊　將貴
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
富山地方裁判所民事部